大阪港港湾計画書 (案)

一 軽易な変更 一

平成 29 年 5 月

大阪港港湾管理者 大阪市 本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- · 平成18年10月 第43回大阪市港湾審議会
- 平成18年11月 交通政策審議会第20回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- · 平成19年 6月 第45回大阪市港湾審議会
- · 平成20年12月 第47回大阪市港湾審議会
- ·平成21年11月 第48回大阪市港湾審議会
- · 平成23年10月 第51回大阪市港湾審議会
- 平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- · 平成24年 5月 第53回大阪市港湾審議会
- · 平成24年 8月 第54回大阪市港湾審議会
- 平成25年 2月 第55回大阪市港湾審議会
- 平成25年 2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- · 平成25年 8月 第56回大阪市港湾審議会
- ·平成26年 2月 第58回大阪市港湾審議会
- · 平成26年 3月 交通政策審議会第55回港湾分科会
- · 平成27年 3月 第60回大阪市港湾審議会
- · 平成28年 5月 第62回大阪市港湾審議会
- · 平成28年 7月 交通政策審議会第64回港湾分科会

の議を経た大阪港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	1
港湾の効率的	りな運営に関する事項		2
1 効率的	りな運営を特に促進する	区域(PFI事業)・・・	2

変更理由

クルーズ需要の増大に対応するとともに、港湾空間の効率的な利用の促進を図るため、港地区(中央埠頭)における客船ターミナルの整備について、民間企業の経営能力を活用できるように措置することを計画する。

港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域 (PFI事業)

港地区(中央埠頭)において、クルーズ需要の増大に対応する とともに、港湾空間の効率的な利用の促進を図るため、民間企業 の経営能力を活用できるように措置することを計画する。

[効率的な運営を特に促進する区域 (PFI事業)]

港地区(中央埠頭)

埠頭用地 1 h a (旅客施設用地)